

審議結果

審議会等名称

神奈川県水産審議会

開催日時

令和2年 3月 26日(木)

開催場所

書面開催

出席者

井貫 晴介【会長】

太田 議【副会長】

星野 拓吉

相澤 陽子

江森 正典

山口 芳郎

櫻本 和美

小楢 満里子

斎藤 静子

浪川 珠乃

堀井 豊充

田口 さつき

次回開催予定日

令和3年3月

所属名、担当者名

環境農政局 農政部 水産課 水産企画グループ 山田

掲載形式

議事録

## 審議（会議）経過

### 書面開催

## 令和元年度神奈川県水産審議会議事録

### 議事

#### 1 審議事項

・令和2年度神奈川県栽培漁業実施計画（案）について  
→承認された。

#### 2 報告事項

- ・大規模外洋養殖推進費について
- ・漁業就業・定着化促進支援事業費（漁業塾）について
- ・改正漁業法について
- ・「かながわ水産業活性化指針」の一部改定について

### 結果

#### 1. 審議事項

#### ●令和2年度神奈川県栽培漁業実施計画（案）について

#### ○相澤委員

「さざえ」の生産不調においては色々と原因があるようですが、今後の解明に期待し、対策も早期に復活できればと思います。

その他の種苗生産はこれで良いと思います。

#### ○江森委員

神奈川県漁業士会では、昨年の研修会のテーマを、栽培漁業についてとし、県の担当職員及び（公財）栽培漁業協会から、それぞれの施策や事業について学びました。また役員会でも議論を重ねました。その経過で、意見を述べます。

##### 1. サザエの生産不調について

サザエは、潜り、刺網漁業者の主要な漁獲物であり、放流種苗の需要も大きいです。早期に安定した生産ができるよう望みます。

##### 2. 新しい魚種の技術開発について

特にトラフグについて、放流漁が再生産に寄与しているとの調査報告があり、これからの対象魚種として、漁業者の関心も高まっている。引き続き、漁業経営にプラスとなる魚

種の選定に取り組んでもらいたい。

### 3. 「栽培漁業」そのものについて

この事業は、種苗放流により、資源が増え、漁業者の漁獲が増えなければならない。

さらに、流通・消費を通じて、関連産業の活動の増大と、県民を始め、多くの市民の食生活が豊かになることが望めると考えられる。

その上で、栽培漁業のかかえる問題点を考えてみたい。

なにより、漁場環境の悪化が進行している。特に、温暖化による水温上昇により、沿岸域の磯焼けの進行が著しい。そもそも、良好な海洋環境なくしては、天然資源の維持のみならず、種苗放流の効果も期待できない。

これは、もはや我々漁業者や水産行政で対応できるものではなく、については広く県民の参加による地球環境対策の一環としての行政間の連携や施策が講ぜられることを望みます。

この水産審議会についても、水産資源や漁場環境及び消費者、あるいは市民、県民を代表する学識経験者の委員がおられる。事務方である水産課には、この審議会が種苗放流についてのみならず、(公財)神奈川県栽培漁業協会の運営を含め、栽培漁業を通して、東京湾、相模湾の豊かな生態系の維持のための議論が行われるよう、検討を願います。

## ○櫻本委員

平成 28 年度以降サザエの大量死が発生したため、生産数量の引き下げを行なわざるを得ない状況にあることについては理解致しました。アワビやその他の魚種は平成 31 年と同様の生産数量であるにも関わらず、サザエだけ大量死が起こったということですので、その原因がどこにあるのか、原因究明に引き続きご尽力いただきたいと思えます。

## ○小楠委員

サザエ種苗生産数量の引き下げについては、平成 31 年度放流数と比較しても令和元年度は半減しており、近年の生育環境等の変化によりやむを得ないと思えます。

質問ですが、令和 2 年度サザエの生産計画目標数に対する達成率を何パーセント程度と見込まれているのでしょうか？ ご教示くださいますようお願い申し上げます。

## ○水産課

現在、生産不調の原因を解明すべく複数の飼育条件の下で種苗生産を行っています。昨年の 11 月中旬には 100 万個以上の稚貝を確保し、生産初期の問題については、改善の傾向がみられましたが、生産不調の原因の解明には至っておらず、達成率については見込めない状況です。

## ○堀井委員

令和2年度神奈川県栽培漁業実施計画(案)について異議ありません。なおサザエの生産不調については、本年度の試験の結果次第では目標達成水準の再検討も含めて柔軟にご対応いただき、担当者の重圧にならないよう努められることを希望します。

#### ○田口委員

放流した魚種のその後の状況はどの程度追跡できているのでしょうか。例えば、遊漁者は、放流している魚種をどの程度、漁獲しているのでしょうか。

#### ○水産課

放流魚種のうちマダイ、ヒラメ、トラフグについて、見た目や色の違いから、水揚げされた魚の中にどれだけ放流魚が混ざっているか、漁港の水揚げ場で毎月1~2回調べています。

遊漁での採捕については、マダイで調査事例があり、年間漁獲量で比べると、漁業者が4割、遊漁者が6割を獲っています。

#### ○田口委員

ある県ではクロダイは遊漁者の好む魚ですが、魚価は低く、漁業者が漁獲しても販売先を確保することが難しいそうです。神奈川県についてはどのような状況でしょうか。

#### ○水産課

本県でもクロダイは遊漁者に人気があり、主に東京湾で放流されています。クロダイは海藻を食べてしまうため、海苔の養殖をしている一部の地区からは敬遠されていますが、水揚げも行われており、年間約40トンのクロダイが市場に出荷されています。

#### ○田口委員

サザエの種苗生産の不調は海水の栄養塩濃度の低下が一つの原因だそうですが、栄養塩濃度の低下の理由は何でしょうか。栄養塩濃度が低下した海に稚貝を放流した場合、成長、再生産の可能性はあるのでしょうか。また、この栄養塩濃度の低下の状況が改善する見込みはあるのでしょうか。

#### ○水産課

近年、黒潮の流れるコースが変わって栄養塩が少ない沖合の海水が相模湾に流れてきていることと、陸域からの栄養塩の流入量が減ったために、低下したと考えています。

なお、栄養塩濃度の低下の影響を受けるのは、高密度に大量生産することが必要な種苗生産現場などに限られ、天然環境下での影響は小さいと考えられます。また、現

在の栄養塩が低い状況は、黒潮のコースが変われば改善される可能性があります。

#### ○田口委員

新しい栽培漁業対象種を増やすときの判断基準をお教えてください。栽培漁業対象種を増やす場合は既存の栽培漁業種の種苗は生産しない予定でしょうか。

#### ○水産課

県内漁協と水産関係団体に対象魚種を追加する要望の有無を聞き取ったうえで、要望の大きさ、資源状況、放流による経済効果等から新規対象種を選びます。

なお、新たに対象魚種が追加された場合には、施設の生産能力を勘案して、既存の魚種が生産対象から外れる可能性があります。

### 2. 報告事項

#### ●大規模外洋養殖推進費について

#### ○櫻本委員

大規模養殖施設の誘致に向けた検討協議会」という名称になっていますが、「検討協議会」はどのように位置づけられるのでしょうか。「大規模養殖施設の誘致を実施する」という前提のもとに、その詳細を議論する「検討協議会」ということでしょうか？それとも、「大規模養殖施設の誘致の可否も含めた検討協議会」ということでしょうか？

もし、前者、すなわち、「大規模養殖施設の誘致を実施する」という前提で、その詳細を議論する「検討協議会」ということであれば、「大規模養殖施設の誘致を実施する」ということは、いつどのようなプロセスで決定されたのでしょうか？

#### ○水産課

「大規模養殖施設の誘致の可否も含めた検討協議会」です。

協議会では、養殖の対象となる魚種、波浪に耐える施設、コスト、事業開始までのスケジュール等の課題を検討します。

また、種苗や餌の供給、加工、販売ルート、輸出まで含めたバリューチェーンの構築についても併せて検討する予定です。

#### ○櫻本委員

「検討協議会は、関係する事業者等で構成する」とありますが、「検討協議会」の構成メンバーは、どのような基準をもとにどのような構成になるのでしょうか？ その

基準、選定のプロセス等についてご説明いただければと思います。

大規模養殖施設設置に関連する利害関係者、特に、不利益を被ることが予想される利害関係者も、「検討協議会」の構成メンバーに選任されると理解してよろしいでしょうか？

### ○水産課

構成員は「産学公+金融機関」とし、「産」には、地元漁業関係団体、地元商工関係団体や大手水産会社、「学」には水産系大学や国の研究機関、「公」には水産庁や地元市(町)、「金融機関」には、農林水産系金融機関や地元銀行などを想定しています。

これら構成員の中には、利害関係者も含まれると認識しています。

### ○櫻本委員

「検討協議会」の結論は、どのような効力を持つのでしょうか？

「検討協議会」の議事録は通常の神奈川県ホームページ上に公開されるという理解でよろしいでしょうか？

### ○水産課

検討協議会の結論に効力はありません。

事業化が見込まれれば、参画を希望する者がSPC(特別目的会社)等を設立し、事業化へ移行します。県は出資いたしません。

また、現時点ではホームページでの公開は予定していません。

### ○田口委員

大規模養殖施設が相模湾で台風等に耐えうる耐久性を持つことはどの程度、検証されているのでしょうか。

大規模養殖施設の設備投資はどの程度の金額になり、誰がその出資を行うのでしょうか。

神奈川県民にとって、大規模養殖施設がどのような便益を与えるのかお教えてください。

大規模養殖施設が天然魚や海洋環境にどのような影響を及ぼすか検証されるのでしょうか。

魚類養殖は餌料代と販売価格の変動に悩まされていますが、どのような魚種を生産なさる予定でしょうか。また、それが経営として成り立つ条件をご教示ください。

### ○水産課

施設、魚種、飼育法、環境負荷、経済波及効果等については、令和2年度に立ち上げる、関係者や専門家による協議会で検討してまいります。事業化が見込まれれば、参画

を希望する者が SPC(特別目的会社)等を設立し、事業化へ移行します。県は出資いたしません。

### ○田口委員

大規模養殖施設は、個別漁業権という扱いになるのでしょうか。個別漁業権になった場合、抵当をつけることを許可されるのでしょうか。

### ○水産課

漁業権としては個別漁業権を免許。抵当については適正に判断します。

### ●漁業就業・定着化促進支援事業費（漁業塾）について

### ○櫻本委員

「漁業就業・定着化促進支援事業」に関連するこれまでの実施状況について、時系列的に経過、および成果、改善点等がわかると、より上記事業の重要性がわかりやすくなるのではないかと思います。

### ○田口委員

これまでの同事業の成果をご教示ください。

過去に神奈川県の新規就業者の声をうかがったところ、「漁村全体が家族みたいで、居心地がよかった」という声がありました。このような若手を受け入れる漁村の環境づくりにはどのような施策が現在あるのでしょうか。

### ○水産課

漁業就業・定着化促進支援事業の成果です。

事業の項目		目標	H28		H29		H30	
			実績	実績	実績	実績	実施回数/予定回数	実績
漁業就業セミナー		60名	2回	78名	2回	91名	3回	90名
一般向け		—	1回	42名	1回	55名	2回	57名
県立海洋高校向け			1回	36名	1回	36名	1回	33名
漁業体験研修		9名	3回	4名	3回	6名	8/9回	26名
マッチング会	参加者数	30名	1回	24名	1回	23名	2回	35名
	マッチング数	10名		3名		1名		(調査中)名
新規漁業就業者		10名		3名		6名		(調査中)名

なお、令和2年度より漁業就業促進センター（漁業学校）を開設し、新規就業者の更

なる確保を目指します。

## ○田口委員

新規就業の増加とともに、若手漁業者の啓発する機会を設けることが重要と思います。全漁連の全国漁青連は、SDGs、新規就業の受入れ、気候変動と漁業など、勉強会を積極的に行っています。また、「浜の起業家養成塾」という研修も行われました。神奈川県には残念ながら漁協の青年部の県組織はないのですが、漁業士会があるので同会を通じて、全国の漁協青年部との交流しながら啓発をはかっていただきたいと思います。

## ●改正漁業法について

### ○櫻本委員

「漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要」では、(1)に記載されているように、資源管理システムも大きく変更されます。しかし、資源管理目標やTACの設定等に関しては、環境変動が資源変動および影響等が考慮されておらず、太平洋クロマグロで生じたような問題がTAC対象種に対しても生じる恐れがあります。すなわち、太平洋クロマグロでは、環境変動等の影響で予想外の加入量の増大が発生し、それに伴う定置網へのTACを超える大量の入網が生じたことから、水産庁は定置網漁業者に対して、操業自粛要請や操業停止命令等を発出したため、大きな混乱が生じたことは記憶に新しいところです。

同様の事態が、マサバ等TAC対象種に対しても生じる可能性があり、環境変動を起源とする資源変動にも柔軟に対応できるような（親規則が上記のようにになっているので、難しいかも知れませんが）、県独自の施策を検討しておく必要があるのではないかと思います。

### ○田口委員

#### 1、問題点

- ①改正漁業法により、神奈川県環境農政局農政部水産課及び環境農政局水産技術センターの業務が確実に増加する。
- ②神奈川県では水産担当の職員（総務省「地方公共団体定員管理調査」）が2005年の161人から2018年には139人へと減少している。少ない人員のなか、改正漁業法に伴う業務に忙殺される恐れがある。
- ③国主導で進める資源評価に環境農政局水産技術センターも協力を要請される可能性が

ある。その費用の一部は神奈川県からの持ち出しの可能性もある。また、神奈川独自の施策を遂行するために人員が配分できない可能性がある。

④資源評価から資源管理において、現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を算定するとしているが、その算定方法に疑義がある。

⑤特定水産資源（TAC対象魚種）の漁獲規制は国主導で進められる。一方、改正漁業法では、混獲の定義がなされていない。海域の県境も定まっていない。これらの問題への国の対応は未だ示されていない。また、監視員の配備など漁船への漁業取締の体制は未だ示されていない。遊漁への規制もなされていない。

⑥魚道に網を設置するだけの受動的な漁獲方法である定置網等による TAC 対象魚種の偶発的な大量漁獲で神奈川県内の他の漁法の沿岸漁業者が操業中止に追い込まれるなど、硬直的な漁獲制限による問題が起こる可能性がある。

⑦乱獲が原因で減少した漁業資源は回復する可能性があるものの、回復した分を神奈川県の漁業者がどのように享受できるかは不確定である。

⑧乱獲が原因で減少したのではない漁業資源は、漁獲制限は資源回復のための有効な方法ではない。神奈川県では漁場環境の保全に向けて、東京湾の貧酸素水塊、三浦半島の磯焼けといった生態系の変化への研究や漁業者の海底耕耘などの対応をこれまでも行ってきたところであり、今後行うべきである。

⑨沿岸漁業者の漁業調整など影響力を持ってきた海区漁業調整委員会は、公選制が廃止された上、漁業権の適格性を判断する役割（現行漁業法第 14 条第 1 項、第 2 項）などもなくなり、形骸化する恐れがある。漁業者による民主的な漁場利用の慣習が損なわれる恐れがある。

⑩改正漁業法では「適切かつ有効」な漁場利用ができるものを漁業権の免許者とする事となった。しかし、その「適切かつ有効」の定義は法定されていない。法治主義の思想からかけ離れ、非常に危険である。

⑪個別漁業権に抵当を設定することがこれまでより容易になる。抵当流れて、県外、さらには国外の経営者が競売にかけられた漁業権を落札することもあり得る。

## 2、今後必要な措置

以下、3点の措置をとることを提言いたします。

- (1) 「かながわ水産業活性化指針」と改正漁業法を比較検討すること
- (2) 改正漁業法への対応を検討する部会を海区漁業調整委員会内に設置すること
- (3) 必要な条例を整備すること

● 「かながわ水産業活性化指針」の一部改定について

○堀井委員

報告事項について承りました。次の機会に進捗につきご報告いただけると幸甚です。

3. その他

○田口委員

新型コロナウイルスにより、各漁協の販売会の中止や飲食店などの販売が厳しい状態にあると思われまます。神奈川県内の状況などがわかりましたらお知らせください。

○水産課

価格への影響についてはまちまちであるが、飲食店、旅館等からの需要が減っているとの報告が多い。

直売などイベントを中止している例が多い。魚食普及施設への来客数が大きく減少している。

三崎のマグロについては、原因は不明ですが単価が下がっています。

○田口委員

神奈川県は都市に住む県民が地元の水産物を購入しやすい環境が充実していると思います。神奈川県職員の皆さんが農協の直売所に地元の水産物を提供することや水産物のブランド化に積極的であることが理由の1つにあると思います。また、規格外のキャベツを使ったウニの栽培など、地元の第一次産業を通じて循環型社会を目指した研究、アマモ場の再生、磯焼け防止など研究も優れています。引き続き、全国の模範となっただきたいと思います。

以上